

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年1月30日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務

(2) 業務内容

本件業務に係る委託契約の相手方（以下「受注者」という。）は、タイ王国バンコク都に現地拠点「鳥取県東南アジアビューロー」を設置し、鳥取県及び鳥取県内企業、団体等の東南アジア地域における販路・受注拡大、観光客誘致、情報発信等を支援する。

なお、業務の詳細については、「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の別添「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 予算額

金8,516,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内において法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納していない法人であること。
- (5) 鳥取県（以下「発注者」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 円建てによる委託契約及び日本国内の銀行口座で本件業務に係る委託料の受取を行うことができる者であること。
- (7) 本件業務に係る委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。

3 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部通商物流課

電話：0857-26-7660、ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領等は、令和7年1月30日（木）から同年2月27日（木）までの間、インターネットの鳥取県商工労働部通商物流課の公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butstryu/>）に掲載するため、この公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は当該ウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。

ただし、これにより難い者に対しては、その申し出により次のとおり直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年1月30日（木）から同年2月27日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

4 企画提案書等提出書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、「参加表明書」（実施要領様式第1号）及び「参加法人概要書」（実施要領様式第5号）（以下「参加表明書等」という。）を作成し、発注者へ提出すること。

ア 提出方法

持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出先

3の（1）に同じ

ウ 提出期間及び時間

令和7年1月30日（木）から同年2月7日（金）までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

エ 参加資格の確認

発注者は、提出された参加表明書等を審査し、参加資格を満たすと認められた参加希望者（以下「提案者」という。）及び参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対して、令和7年2月中旬に審査結果通知を発出する。

(2) 質問書の提出

参加希望者は、この公募型プロポーザルに関して質問がある場合、「質問書」（実施要領様式第2号）を電子ファイルで作成の上、電子メールにより送付すること。

なお、その際、電子メールの件名は「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に関する質問」とすること。

ア 提出方法

「質問書」の電子ファイルを電子メールにより送付することとし、訪問や電話による質問は、原則として受け付けないものとする。

イ 提出先

3の(1)に同じ

ウ 提出期限

令和7年2月19日(水)正午まで(必着)

エ 疑義に対する回答

発注者は、参加希望者が提出した質問については、令和7年2月21日(金)までにインターネットの鳥取県商工労働部通商物流課の公式ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butsumuryu/>)によりまとめて閲覧に供する。

(3) 企画提案書等提出書等の提出

提案者は、発注者に対して「企画提案書等提出書」(実施要領様式第3号)等を提出することにより企画提案をすることができる。企画提案数は、一提案者につき一つとする。

ア 提出方法

(1)のアに同じ

イ 提出先

3の(1)に同じ

ウ 提出期間及び時間

令和7年1月30日(木)から同年2月27日(木)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 審査会への出席

発注者は、提案者の企画提案内容について審査し、順位付けを行うため、「令和6年度鳥取県海外展開支援業務等審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、開催する。

提案者は、審査会に出席し、審査委員に対する企画提案内容についてのプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を行うものとする。

ア 開催時期

令和7年3月上旬(予定)

(※発注者は、開催日程が決まり次第、提案者に対して別途通知する。)

イ 所要時間

一提案者当たり60分程度(質疑応答の時間を含む)

ウ 開催方法

ウェブ会議システムによるオンライン開催

エ その他

ウェブ会議システムへのアクセスに係る通信料等は、提案者の負担とする。

審査会は、非公開により開催し、審査委員の所属及び氏名は公開しない。

5 企画提案内容の審査方法等

審査会において、審査委員が実施要領の別添「令和7年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に係る公募型プロポーザル評価要領」に基づき採点し、その合計点数により順位付けを行う。

その結果、審査委員の評価点の合計点が最も高かった提案者を最優秀提案者として選定

する。

6 委託契約の締結

発注者は、5により最優秀提案者として選定された者と本件業務に係る委託契約の締結に関する協議を行い、見積書を徴して委託契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更に関する協議を含むものとする。当該協議が不調であったときは、5により順位付けられた上位の提案者から順に本件業務に係る委託契約の締結に関する協議を行うものとする。

7 契約保証金

受注者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルに係る書類の作成及び審査会への出席等、参加のために必要となる費用は、すべて参加希望者又は提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、必要な書類を提出するものとする。

(5) 予算の議決に関する取扱い

鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかったときは、受注者の決定は行わないものとする。ただし、予算の議決が審査会の開催日以降となる場合は、予算が成立した後に受注者の決定を行うこととする。

(6) その他

詳細は、実施要領による。